

## 小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会設置要綱

## (設置)

第1条 平成23年に執行された小樽市長選挙に係る小樽市職員の政治資金規正法違反事件（以下「事件」という。）の調査等を行うため、小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 事件の全容の把握
- (2) 事件の原因の調査
- (3) 再発防止策の検討

## (組織等)

第3条 委員会は、3人以内の委員で組織する。

2 委員は、弁護士及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事項が終了するまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を総務部に置き、委員長の指示に基づき、必要な事務を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 委員会の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会委員名簿

H23. 6. 10現在(50音順・敬称略)

委員氏名	役職等
<p>さ さ き じゆん 佐々木 潤</p>	<p>弁護士 〒060-0061 札幌市中央区南1条西14丁目 ワフスわたなべビル7階 三木・佐々木・山田法律事務所 TEL 011-261-6980</p>
<p>ひ じ い ひるゆき 肘井 博行</p>	<p>弁護士 〒060-0002 札幌市中央区北2条西10丁目1-14 植物園グランドハイツ5階506 肘井博行法律事務所 TEL 011-271-8839</p>
<p>ゆ う き よういちろう 結城 洋一郎</p>	<p>小樽商科大学商学部教授 〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号 大学総務課 TEL 0134- 27-5206</p>